

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年3月14日

【事業年度】 第31期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

【会社名】 アイフル株式会社

【英訳名】 AIFUL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福田 吉孝

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381 - 1

【電話番号】 075(201)2000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経理部・総務部担当 涌田 暢之

【最寄りの連絡場所】 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381 - 1

【電話番号】 075(201)2000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経理部・総務部担当 涌田 暢之

【縦覧に供する場所】 アイフル株式会社 東京支社
(東京都港区芝二丁目31番19号)
アイフル株式会社 船橋支店
(千葉県船橋市本町四丁目41番19号)
アイフル株式会社 大宮西口支店
(さいたま市大宮区桜木町一丁目1番地26)
アイフル株式会社 川崎支店
(川崎市川崎区駅前本町10番地)
アイフル株式会社 金山支店
(名古屋市中区金山四丁目6番2号)
アイフル株式会社 梅田支店
(大阪市北区梅田一丁目2番2 - 100号)
アイフル株式会社 三宮駅前支店
(神戸市中央区北長狭通一丁目2 - 2)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月25日に提出いたしました第31期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

（法的規制等について）

2．事業規制等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

（法的規制等について）

2．事業規制等

（訂正前）

～ 前略 ～

従前の事務ガイドライン(「監督指針」の策定に伴い、従前の「金融監督等に当たっての留意事項について事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係」は一部を除き廃止されています)において、貸金業者は、契約締結時に一定の書面を交付することのほか、債務者がATMを使用し又は有人店舗において資金の借入を行う都度、若しくは遅滞なく、法定事項を全て記載した書面を交付(遅滞なく郵送すること等を含みます)することとされております。当社は平成15年8月より自社ATMに係るソフトウェアに変更を加え、法定事項を全て記載した上記書面を交付しておりますが、当該書面の法令記載事項につきましては、平成18年4月11日付で貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、同日を施行日として、貸金業者が弁済を受けた際に交付する受取証書及び支払催告書面の法定記載事項の定めが変更されたことに伴って所要の変更対応を行っております。また、提携先ATMにつきましては、予めお客様より承諾を得て、貸付後遅滞なく、法定事項を記載した書面をお客様に対して個別に郵送する対応をとっております。しかしながら、予め承諾を得られなかったお客様につきましては、当該書面を送付しておりません。金融庁は法令により、貸金業者による書面交付義務や説明義務等の不遵守に対して、業務の全部又は一部の停止命令も含め、行政上の措置を行う権限や提携先ATMの利用を制限する権限を有しているほか、貸金業者としての登録を取消す権限も有しております。そのため、交付すべき書面の未交付等が問題となり、かかる行政上の措置が当社グループに対して発動された場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があるほか、当社グループの業務運営方法の見直しが必要となります。

～ 後略 ～

（訂正後）

～ 前略 ～

従前の事務ガイドライン(「監督指針」の策定に伴い、従前の「金融監督等に当たっての留意事項について事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係」は一部を除き廃止されています)において、貸金業者は、契約締結時に一定の書面を交付することのほか、債務者がATMを使用し又は有人店舗において資金の借入を行う都度、若しくは遅滞なく、法定事項を全て記載した書面を交付(遅滞なく郵送すること等を含みます)することとされております。当社は平成14年8月より自社ATMに係るソフトウェアに変更を加え、法定事項を全て記載した上記書面を交付しておりますが、当該書面の法令記載事項につきましては、平成18年4月11日付で貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、同日を施行日として、貸金業者が弁済を受けた際に交付する受取証書及び支払催告書面の法定記載事項の定めが変更されたことに伴って所要の変更対応を行っております。また、提携先ATMにつきましては、予めお客様より承諾を得て、貸付後遅滞なく、法定事項を記載した書面をお客様に対して個別に郵送する対応をとっております。しかしながら、予め承諾を得られなかったお客様につきましては、当該書面を送付しておりません。金融庁は法令により、貸金業者による書面交付義務や説明義務等の不遵守に対して、業務の全部又は一部の停止命令も含め、行政上の措置を行う権限や提携先ATMの利用を制限する権限を有しているほか、貸金業者としての登録を取消す権限も有しております。そのため、交付すべき書面の未交付等が問題となり、かかる行政上の措置が当社グループに対して発動された場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があるほか、当社グループの業務運営方法の見直しが必要となります。

～ 後略 ～